

1. 地域未来投資促進法の基本スキーム

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- 事業者は、地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。
- 承認地域経済牽引事業者を支援。

①市町村・都道府県が**基本計画**を策定

〇〇県〇〇地域基本計画

- ・対象となる区域（促進区域）
- ・経済的効果に関する目標
- ・地域の特性 × 推進したい分野
- ・地域経済牽引事業の要件
- ・自治体による事業環境整備の内容

②事業者が**地域経済牽引事業計画**を策定

地域経済牽引事業計画

- ・地域経済牽引事業の内容及び実施時期
- ・地域経済牽引事業の経済的効果
- ・活用する地域の特性 × 活用する分野
- ・特例措置に関する事項

③都道府県知事が承認

計画策定・実行フェーズごとのサポート

【情報収集支援】

地域経済分析システム（RESAS）

【地域の協力体制の構築】

地域経済牽引事業促進協議会

【支援措置】

事業のニーズに合わせて集中的に支援

ヒト（人材）

モノ（設備投資）

カネ（財政・金融）

情報

規制の特例措置等

